

第 1 編 総論

第 1 章

総則

1 計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 35 条及び第 182 条の規定に基づき、武力攻撃事態等における避難、救援、武力攻撃災害への対処などの国民の保護のための措置（以下「保護措置」という。）等の実施に関する基本的な枠組みを定めることにより、本市域において、その的確かつ迅速な実施を図り、武力攻撃等から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

2 計画の対象

この計画は、本市域に居住する者はもとより、武力攻撃事態等又は緊急対処事態の発生の際に、通勤、通学、旅行などで本市域に滞在する者や、市町村域を越えて本市域に避難してきた者も保護の対象とする。また、それらの者について国籍を問わず保護の対象とする。（以下、それらの者を「市民」という。）

3 市の責務

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び大阪府国民保護計画（以下「府計画」という。）を踏まえ、この計画に基づき、市民の協力を得つつ、関係機関と連携協力し、自ら保護措置及び緊急対処保護措置（以下「保護措置等」という。）を的確かつ迅速に実施するとともに、市域において関係機関が実施する保護措置等を総合的に推進する。

4 計画に定める事項

この計画においては、国民保護法第 35 条第 2 項及び第 182 条第 2 項に基づき、次の事項について定める。

- ① 市域に係る保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する国民保護法第 16 条第 1 項及び第 2 項に規定する保護措置に関する

事項

- ③ 保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、市域に係る保護措置等に関し市長が必要と認める事項

5 計画の見直し

この計画については、今後、国における保護措置等に係る研究成果や新たなシステムの構築、府計画の見直し、保護措置等についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。計画の見直しにあたっては、大阪市国民保護協議会（以下「市協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

6 計画の変更手続

計画の変更にあたっては、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市協議会に諮問するとともに、府知事に協議のうえ計画を変更し、市会に報告し、公表するなど、計画作成時と同様の手続をとる。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市協議会への諮問、府知事への協議は行わない。

7 実施マニュアル（仮称）の作成等

本計画に基づく措置を円滑に実施するため、別途具体的な実施手順などを定める「実施マニュアル（仮称）」を作成する。

実施マニュアル（仮称）の作成・変更にあたっては、関係機関と十分協議し、その意見を尊重する。また、計画と同様、不断の見直しを行う。

なお、計画や実施マニュアル（仮称）の作成にあたっては、大阪市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）や大阪市危機管理指針（以下「危機管理指針」という。）等に基づく取組みの蓄積をできる限り活用する。

市は、以下の事項を基本方針とし、特にこれらの事項に留意して、保護措置等を実施する。

1 基本的人権の尊重

保護措置等の実施にあたっては、日本国憲法の保障する自由と権利を最大限に尊重することとし、市民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 市民の権利利益の迅速な救済

保護措置等の実施に伴う損失補償、保護措置等に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 市民に対する情報提供

武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、市民に対し、保護措置等に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の情報の共有化及び連携協力の確保

国、府、近隣市町村並びに指定（地方）公共機関と平素から情報の共有化を図り、相互の連携体制の整備に努める。

5 市民の協力

保護措置等の実施のため必要があると認めるときは、国民保護法の規定により、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民の協力は、その自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請にあたって強制にわたることがあってはならないことに留意する。

また、避難や救援などにおいて市民の自発的協力が得られるよう、平素から広報・啓発等に努める。

6 指定（地方）公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

指定（地方）公共機関の保護措置等の実施方法については、当該機関が武力攻撃事態

等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

また、日本赤十字社が実施する保護措置等については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定（地方）公共機関が実施する保護措置等については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

7 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

保護措置等の実施にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人その他特に配慮を要する者の個性や生活状況に応じた、きめ細やかな保護について留意する。

また、保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の趣旨を踏まえ、的確に実施する。

8 保護措置等に従事する者等の安全の確保

保護措置等に従事する者等の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて保護措置等に協力する者に対しては、その内容に応じた安全の確保に十分に配慮する。

9 地域防災計画等に基づく取組みの蓄積の活用

武力攻撃事態等への対応については、自然災害・事故災害への対応と共通する部分があることから、保護措置等の実施に際しては、地域防災計画、危機管理指針その他の既存の計画等に基づく取組みの蓄積を活用する。

また、自主防災組織等の充実・活性化などに努めるなど地域防災力のより一層の強化を図る。

第3章

関係機関の事務又は業務の大綱

保護措置等に関し、市、府、指定地方行政機関及び指定（地方）公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

1 地方公共団体

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none">1 市計画の作成2 市協議会の設置、運営3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営4 組織の整備、訓練5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整 その他の住民の避難に関する措置の実施6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集 その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施8 水の安定的な供給その他の市民生活の安定に関する措置の実施9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
府	<ol style="list-style-type: none">1 府計画の作成2 府協議会の設置、運営3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営4 組織の整備、訓練5 警報の通知6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、府の区域を 越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する 措置の実施8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区 域の設定、立入制限区域の指定、保健衛生の確保、被災情報の収集その 他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施

	9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の府民生活の安定に関する措置の実施
	10 交通規制の実施
	11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各府県警察の保護措置等及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
大阪防衛施設局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
近畿総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
近畿財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の要請 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定立会
大阪税関	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続
近畿厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
大阪労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策
近畿農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
近畿経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 ライフライン（電気、ガス、工業用水道）の復旧対策

	<ul style="list-style-type: none"> 2 災害対策用物資の適正な価格による円滑な供給の確保 3 事業者（商工業等）の業務の正常な運営の確保
中部近畿産業保安監督部近畿支部	<ul style="list-style-type: none"> 1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
近畿地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
近畿運輸局	<ul style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局	<ul style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
大阪管区气象台	<ul style="list-style-type: none"> 1 気象状況の把握及び気象情報の提供
第五管区海上保安本部 (大阪海上保安監部)	<ul style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
近畿地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

3 指定（地方）公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	<ul style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	<ul style="list-style-type: none"> 1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難住民の運送及び旅客の運送の確保

	2 緊急物資の運送及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び保護措置等の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
日本郵政公社	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
河川管理施設及び道路の管理者	1 河川管理施設及び道路の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

第4章

市の地理的、社会的特徴

第1節 地勢

本市は、東経135度22分から135度36分、北緯34度35分から34度46分に位置し、わが国のほぼ中央部にあり、面積は222.11km²である。

西は大阪湾に面し、南は大和川で堺、松原の両市につづき、北は神崎川を隔てて尼崎、豊中、吹田、摂津の各市に連なり、東は守口、門真、大東、東大阪、八尾の各市に接し、いわゆる摂河泉の連山が起伏をめぐらす大阪平野の要地を占め、近畿地方の海陸交通の要衝をなしている。

地形は、市の中央部からやや東寄りを南北に縦貫する南北9km、東西2kmにわたる上町台地とその周辺をめぐる低地からなり、市街は概ね平地である。

また、本市は、「水の都」の名にふさわしく、大小多数の河川が市内を縦横に貫流しているが、その根幹をなす淀川は、本市の東北部で分流して淀川本流、旧淀川（大川、堂島川、安治川）、土佐堀川、尻無川、木津川等となってそれぞれ大阪湾に注いでいる。

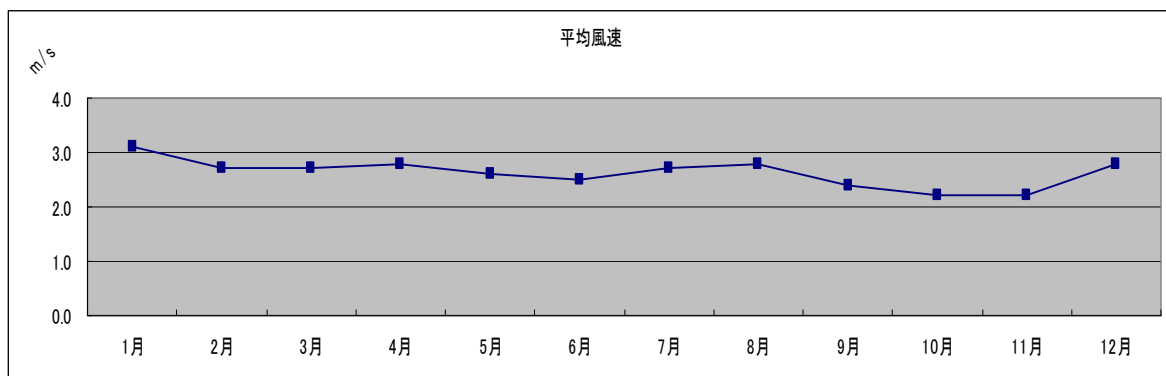
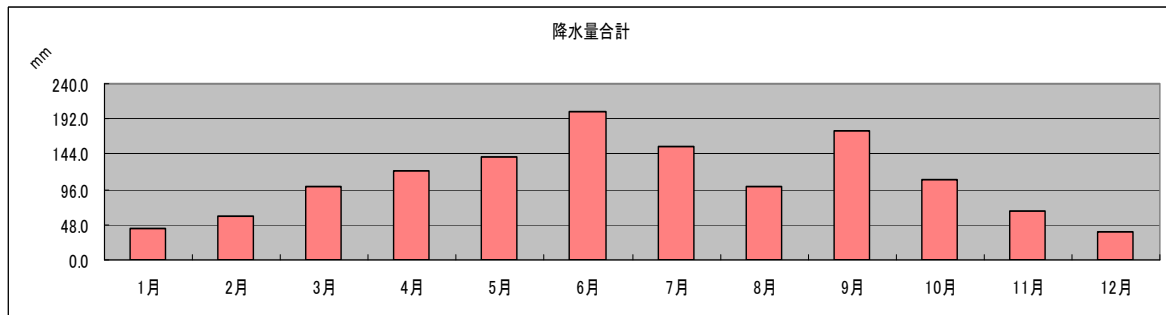
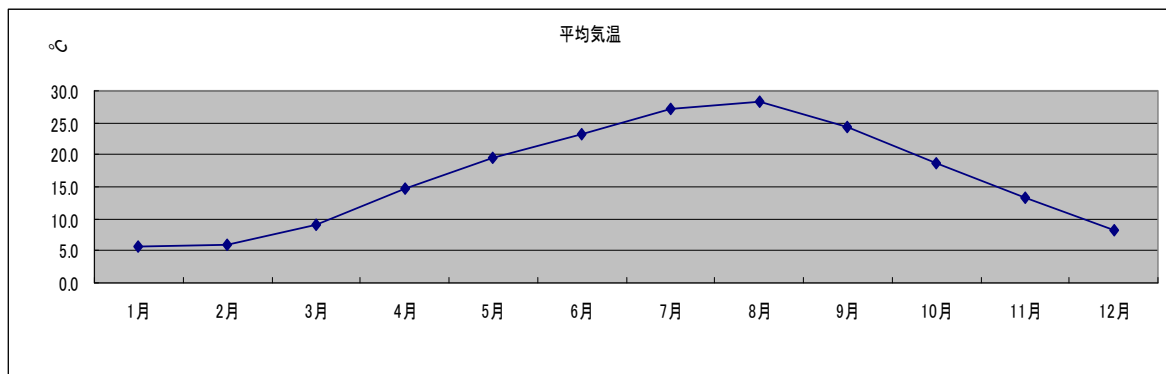
第2節 気候

本市は、その位置、地勢から気候は概ね温和で、いわゆる瀬戸内性気候に属し、気温は平年値（1971～2000年）では年平均16.5℃である。

降水量は、梅雨期の6、7月に最も多く、ついで台風と秋の長雨を含む9月となっており、冬期が最も少ない。

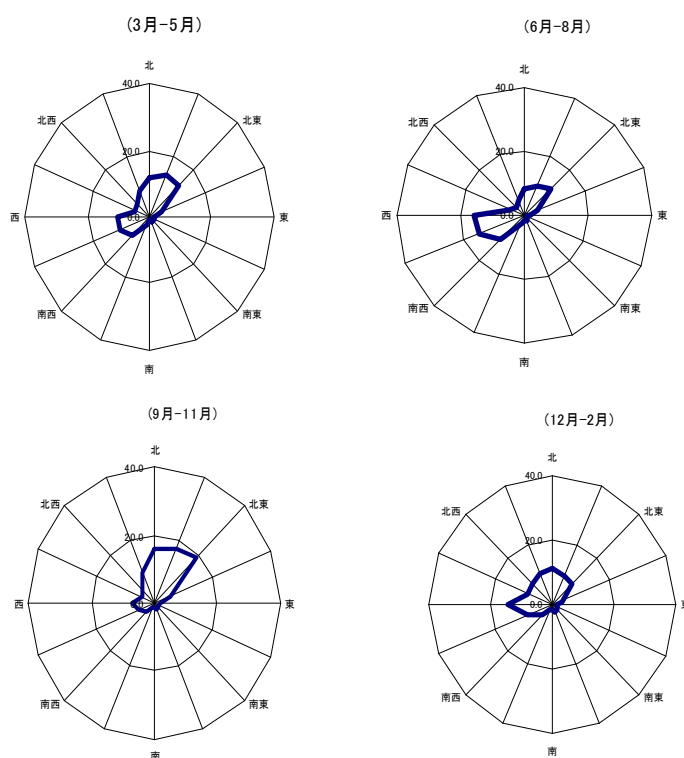
風向は、冬期には西ないし北西の風がかなり吹くことがあるが、概して北東又は西の風が多く、風速は年平均3m/s程度である。

【気温・降水量・風速の概況】



(資料：気象庁ホームページより)

【風向の出現率】



(資料：大阪管区気象台ホームページ「大阪府の気象・大阪府の風」より)

第3節 人口

1 常住人口

平成17年国勢調査結果（速報）における本市の人口は262万8776人で、男女別にみると、男128万164人、女134万8612人である。行政区別にみると、平野区が20万490人と最も多く、次いで、東淀川区が17万8357人、淀川区が16万9215人、城東区が16万927人、住吉区が15万8998人などとなっている。

また、人口密度は、1平方キロメートルあたり1万1835人である。

平成12年国勢調査結果による本市人口の年齢構成をみると、15歳未満の年少人口は、32万7851人（総人口の12.6%）、15歳から64歳の生産年齢人口は182万2803人（同70.1%）、65歳以上の老年人口は44万4740人（同17.1%）である。

2 昼間人口

平成12年国勢調査による本市の昼間人口は、366万4414人である。人口の流入・流出状況をみると、就業・通学のため市外から本市へ流入する人口は133万3131人（就業者123万1282人、通学者10万1849人）で、一方、本市から市外へ流出する人口は26万4111人であり、その結果、流入超過人口は、106万9020人となっている。

また、これとは別に、本市に1日平均約56万人のビジター（うち観光ビジター 約28万人）が訪れると推計されている。（平成16年度「大阪市の観光動向調査」）

区別昼間流動人口

（単位：人）

（平成12年10月1日現在）

区名	常住人口	流入人口	流出人口	流入超過人口	昼間人口	昼夜間人口比率
総数	2,598,774	1,333,131	264,111	1,069,020	3,664,414	141.2
市内流動全区		537,979	537,979	0		
北	91,952	364,932	22,658	342,274	433,923	473.5
都島	97,253	38,645	33,079	5,566	102,795	105.7
福島	55,733	52,072	18,456	33,616	89,325	160.3
此花	65,037	28,125	19,407	8,718	73,739	113.4
中央	55,324	480,565	11,973	468,592	523,897	947.3
西	63,402	135,291	20,724	114,567	177,789	281.2
港	87,262	32,233	25,954	6,279	93,510	107.2
大正	75,042	23,209	20,295	2,914	77,954	103.9
天王寺	58,812	84,302	18,900	65,402	124,014	211.6
浪速	50,188	56,771	11,795	44,976	94,926	190.0
西淀川	92,465	36,050	27,455	8,595	100,922	109.3
淀川	163,370	106,110	50,971	55,139	218,410	133.8
東淀川	183,888	45,736	60,644	-14,908	168,778	91.9
東成	78,580	31,563	26,421	5,142	83,488	106.6
生野	142,743	34,154	39,980	-5,826	136,671	95.9
旭	99,231	24,364	34,150	-9,786	89,409	90.1
城東	157,936	45,118	57,770	-12,652	145,021	92.0
鶴見	101,971	23,488	34,169	-10,681	91,277	89.5
阿倍野	103,973	50,056	36,119	13,937	117,708	113.4
住之江	135,437	49,411	40,160	9,251	144,483	106.8
住吉	161,047	34,684	52,808	-18,124	142,915	88.7
東住吉	139,593	27,636	45,114	-17,478	121,883	87.5
平野	201,722	40,655	57,116	-16,461	185,221	91.8
西成	136,813	25,940	35,972	-10,032	126,356	92.6

（備考）1 国勢調査結果

2 昼間人口・昼夜間人口比率の算出基礎となる常住人口は、年齢不詳を除く。

3 マイナスは流出超過を示す。

（大阪市計画調整局「平成17年版 大阪市勢要覧」より）

【常住地別大阪市への流入人口】



(総務省統計局「平成12年国勢調査の結果」に基づき作成)

3 外国人登録人口

平成17年3月末現在における本市の外国人登録人口は、12万2216人である。

国籍(出身地)別にみると、韓国・朝鮮が8万9624人(外国人登録人口総数の73.3%)で最も多く、以下、中国2万629人(同16.9%)、フィリピン2549人(同2.1%)、ブラジル1485人(同1.2%)、米国1230人(同1.0%)となっている。

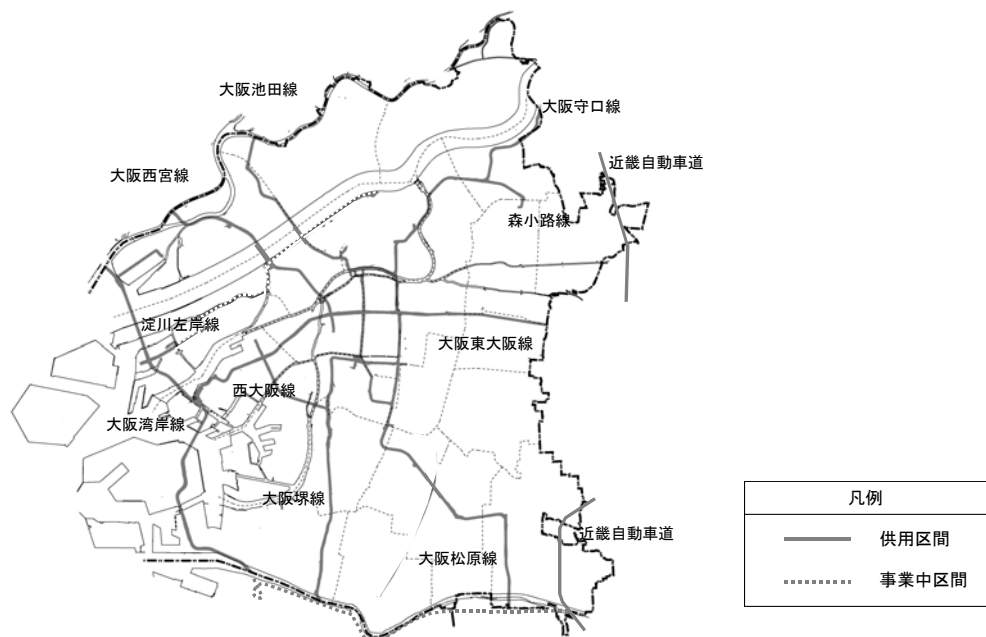
区別に見ると、生野区が3万4044人(外国人登録人口総数の27.9%)と最も多く、次いで東成区が8186人(同6.7%)、平野区7786人(同6.4%)、西成区7737人(同6.3%)の順となっている。

第4節 道路の位置等

1 主な自動車専用道路

市内の高速道路は、平成18年3月末現在、阪神高速道路10路線、84.7km、近畿自動車道1路線、4.9kmが供用されている。

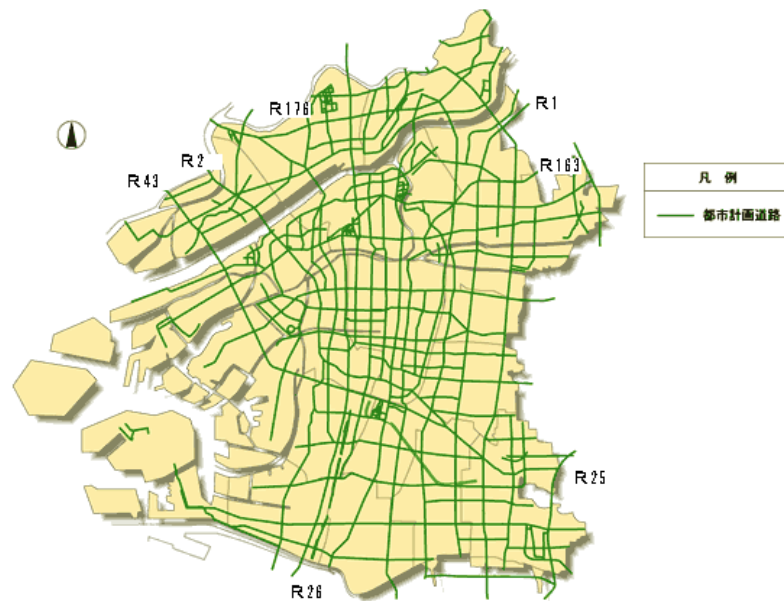
阪神高速道路は、大阪市中央部の環状線を中心に、神戸線が府県境を越えて神戸市へ、湾岸線が同じく神戸市及びびりんくうタウン(泉佐野市)まで伸びているほか、大阪空港及び池田方面、守口、東大阪、松原、堺の各方面へと放射状の路線となっている。



2 主な一般道路

本市の道路の現状は、国道13路線(115km)、府道28路線(183km)、市道11,739路線(3,582km)で、合計11,780路線(3,880km)となっている。

また、本市の道路は、国道が主に放射状の道路網を形成しているのに対して、府道は概ね放射環状を形成し、幹線市道は格子状の道路網を形成している。



(大阪市計画調整局「大阪市の交通政策」より作成)

3 自動車保有台数

平成17年3月末現在、市内で89万9539台の自動車保有されており、その内訳は、乗用自動車52万9975台、軽自動車17万6946台、貨物用自動車13万7609台、バス2467台、小型二輪車2万1322台ほかとなっている。

第5節 鉄道、港湾、空港の位置等

1 鉄道

地下鉄・ニュートラムは、市内の公共交通の中心として、現在8路線（101駅）が営業しており、1日あたりの平均乗車人員は、約232万人（平成16年度）である。また、JR・私鉄は、本市と周辺都市を結ぶ主要な公共輸送機関であり、現在、7社20路線（131駅）が営業しており、市内各路線の乗車人員は、1日平均約309万人（平成16年度）である。

市内の主要駅の乗車人員は、12の駅（地下鉄：梅田・難波・天王寺・本町・淀屋橋、JR：大阪・天王寺・京橋・鶴橋、阪急：梅田、近鉄：難波、南海：難波）で1日の乗車人員が10万人を超えている。（地下鉄は平成10年11月10日（火）実施の交通調査結果、JR・私鉄は平成16年度の1日平均）



(大阪市交通局より)

第6節 主な施設等

1 地下街・高層建築物

本市には、地下街が9か所ある。最も延べ面積が広いのは、長堀地下街（クリスタ長堀）で、8万1818㎡あり、次いで大阪駅前ダイヤモンド地下街（ディアモール大阪）4万8344㎡、なんばウォーク3万7880㎡、ホワイトティうめだ3万3942㎡、となっている。

地下街名		ドージマ地下センター	中之島地下街	ホワイトティうめだ	大阪駅前地下街	大阪駅前ダイヤモンド地下街（ディアモール大阪）
行政区		北	北	北	北	北
総面積		8,122 ㎡	3,512 ㎡	33,942 ㎡	12,428 ㎡	48,344 ㎡
店舗数	合計	51	17	215	46	84
	飲食店	21	9	84	18	8
	物販店	19	6	121	28	70
	その他	11	2	10	0	6

地下街名		なんばウォーク	なんなんタウン	あべちか	長堀地下街
行政区		中央	中央	天王寺	中央
総面積		37,880 ㎡	7,056 ㎡	9,771 ㎡	81,818 ㎡
店舗数	合計	272	46	41	103
	飲食店	82	17	21	26
	物販店	172	27	17	73
	その他	18	2	3	4

（平成18年3月31日現在：平成17年消防年報より）

また、高層建築物は、住之江区の大阪ワールドトレードセンタービルディング（高さ252m）、港区のオーク200（同200m）などがある。

2 石油コンビナート等

石油コンビナート等災害防止法の規定に基づいて、石油コンビナート等特別防災区域として大阪北港地区（此花区）3.6km²が指定（平成12年12月）されている。

また、原子力事業所は、市内には所在していない。なお、大阪府内には、京都大学原子炉実験所（熊取町）、原子燃料工業株式会社熊取事業所（熊取町）及び近畿大学原子力研究所（東大阪市）の3か所の原子力事業所が立地している。

3 自衛隊施設

自衛隊の施設は、市内には所在していない。なお、大阪府内には、陸上自衛隊中部方面隊の八尾駐屯地（八尾市）、信太山駐屯地（和泉市）がある。

海上自衛隊及び航空自衛隊の施設等は、府内には所在していない。

この計画においては、対象とする武力攻撃事態及び緊急対処事態として、府計画において想定されている以下に掲げる事態（類型・事態例）を対象とし、海外では大都市において大規模テロが多く発生していること、大阪は人・もの・情報が集まる大都市圏の要所であることを踏まえ、特に、ゲリラ・特殊部隊による攻撃や緊急対処事態に留意するものとする。

なお、市域における事態の想定については、今後も、国、府からの情報等を踏まえ、関係機関と連携して研究していく。

1 武力攻撃事態の類型

武力攻撃とは、我が国に対する外部からの武力攻撃をいい、武力攻撃事態とは、武力攻撃が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。また、武力攻撃予測事態とは、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

武力攻撃事態の類型としては、次のとおりである。

①	着上陸侵攻
②	ゲリラや特殊部隊による攻撃
③	弾道ミサイル攻撃
④	航空攻撃

2 緊急対処事態の事態例

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

緊急対処事態の事態例としては、次のとおりである。

① 攻撃対象施設等による分類	
ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・危険物積載船への攻撃
イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破
② 攻撃手段による分類	
ウ 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・地下街等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入
エ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

第6章

緊急対処事態への対処

1 基本的事項

この計画が対象として想定する緊急対処事態については、前章2に掲げるとおりである。

緊急対処事態及び緊急対処保護措置に関しては、国民保護法第172条から182条までの規定により、基本的な事項が定められているほか、第183条の規定により、武力攻撃事態及び保護措置に関する規定が基本的に準用されることとなる。(但し、生活関連物資等の価格安定に関する規定、赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に関する規定などについては準用されない。)

緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市は、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の伝達及び通知に関し特別な対応を行う場合などを除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

本計画においては、第2編以下に武力攻撃事態等への対処について定め、緊急対処事態に関してはそれらの記述を読み替えるものとする。その際の主な用語の読み替えは、次表のとおりとする。

武力攻撃事態等	緊急対処事態
保護措置	緊急対処保護措置
武力攻撃災害	緊急対処事態における災害
(国民保護) 対策本部(長)	緊急対処事態対策本部(長)
武力攻撃	緊急対処事態における攻撃

2 緊急対処事態対策本部

市は、国の緊急対処事態対処方針が定められ、国から緊急対処事態対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けたときは、市緊急対処事態対策本部を設置し、緊急対処事態対処方針に基づき、自ら緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、関係機関の実施する緊急対処保護措置を総合的に推進する。

3 緊急対処事態への対処にあたっての留意事項

(1) 国の事態認定前の対処

緊急対処事態は、突発的に発生し、発生当初は事故との判別が困難なことが多いと考えられる。そのため、国民保護法に基づく緊急対処保護措置は、国における事態認定の後に実施することとされているが、国の事態認定前の段階においても、市民の生命、身体及び財産を保護するため、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。その場合、市は、本計画第2編第1章第1節「(2)原因不明の事案が発生した場合」の定めに従い、地域防災計画又は危機管理指針等に基づき、迅速に当該事案に対処する。

(2) 緊急対処事態における警報

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の伝達・通知の「対象となる地域」の範囲が決定される。

市長は、府知事から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を「対象となる地域」の住民及び関係のある公私の団体（大阪市地域振興会・大阪市赤十字奉仕団（以下「地域振興会」という。）等）に伝達するとともに、市の他の執行機関（教育委員会等）及びその他の関係機関（公立大学法人大阪市立大学（以下「市立大学」という。）等）に対し通知する。

緊急対処事態における警報の伝達、通知、解除等については、上記によるほか、本計画第2編第2章に定める警報に準じて、これを行う。

(3) 市民生活の安定に関する措置の取扱い

武力攻撃事態等が長期にわたる場合を前提とした本計画第2編第5章に定める「市民生活の安定」に関する措置（生活関連物資等の価格安定、避難住民等の生活安定等）については、長期にわたるものとは想定されていない緊急対処事態には準用されない。

(4) 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に関する取扱い

赤十字標章等及び特殊標章等は、国際的な武力紛争において使用されるものであることから、本計画第3編第3章に定める「赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理」については、国際的な武力紛争でない緊急対処事態には準用されない。